

■ 基本的な考え方

誰もが施設内の目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、わかりやすい位置に案内設備を設ける必要があります。また、設置位置は、高齢者や障がい者等が見やすく、かつ視覚障がい者に配慮した見えやすさに配慮が必要です。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一般基準	①案内所を設けているか	令21-3	別表第1
	【①が「無」の場合②③に適合しているか】		
	②建築物又はその敷地内に、移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内板等を設けているか (ただし、その配置を容易に視認できる場合を除く。)	令21-1	
	③建築物又はその敷地内に移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等(文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するもの)により視覚障がい者に示す案内設備を設けているか	令21-2 (国告1491)	
	④次の建築をする場合、案内所又は案内設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けているか (ただし、知事が定める場合を除く(県告498)。)	条21の2	
	・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
	・床面積の合計が2,000㎡以上のターミナル		

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①案内所	●高齢者、障がい者等の移動支援や案内・誘導当の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所(受付カウンター)を設ける。	令21-3
②目の見える人への案内設備	●建築物又はその敷地内には、当該建築物または敷地内の移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーター等、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、①の案内所を設ける場合は除く) その他の設備の具体例>音声案内(モニター付きのインターフォン)又は案内所等 ●案内板は、高齢者、障がい者等の見えやすい位置に設ける。 ◇上記のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、乳幼児設備等の位置を表示する。 ◇案内板等は、建築物の出入口、案内所付近、エレベーターホール等の要所に設ける。 ◇案内板等は、各フロアに設ける。	令21-1 【図1】 標2-7.2.1.2
③視覚障がい者のための案内設備	●建築物又はその敷地内には、当該建築物または敷地内の移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設の配置を、以下の方法により設ける。 1 文字等の浮き彫り 2 音による案内 3 点字及び1また2に類するもの	令21-2 国告1491 標2-7.2.1.3

項目	解 説	参照条文等
	具体例>点字や文字・配置等を浮き彫りにした触知案内図等 ●案内板に表示する図記号(ピクトグラム)は、JIS Z 8210に定められているときはこれに適合させる。 ◇触知図案内図の点字表示の方法等については、JIS T 0921、情報内容及び形状表示方法等については JIS T 0922に準ずる。 ◇音による案内(インターホン)又はハンドセットを設ける場合、その中心高さは床から100～110cm程度とする。 ◇視覚障がい者にとっては、誘導ブロックが設置されていてもインターホンの設置位置を探すことは困難であるため、できるだけわかりやすい位置に視認しやすい方法で設置する。	標2-7.2.2.3
④ 聴覚障がい者のための設備	●次の建築をする場合は、案内所又は案内設備の付近に、回転灯その他聴覚障がい者に緊急情報の内容を画像・光・振動等により伝達する設備を設ける。 具体例>非常時に作動する回転灯、緊急情報の内容を伝達できる電光表示板やディスプレイ装置等 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が 2,000 m²以上のターミナル	条21の2 【図3】
その他 ◎案内板の仕様	◇銀行、病院等では、聴覚障がい者への配慮として、文字情報やディスプレイ装置等を備える。 ◇逆光や反射グレアが生じないよう、案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮する。 ◇案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないように設置位置、照明に配慮する。 ◇案内板、表示板等は、通行の妨げにならないよう、設置位置、形状に配慮する。 ◇案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保する。 ◇突出型の案内板等を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならない高さに設ける。 ◇案内表示には、視覚障がい者用誘導ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わせるようにする。 ◇触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行う。 ◇非常放送設備を設置する建築物には、視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。	標2-17.2.1.1

■ 参考図

図 1 音声・触知案内板の例

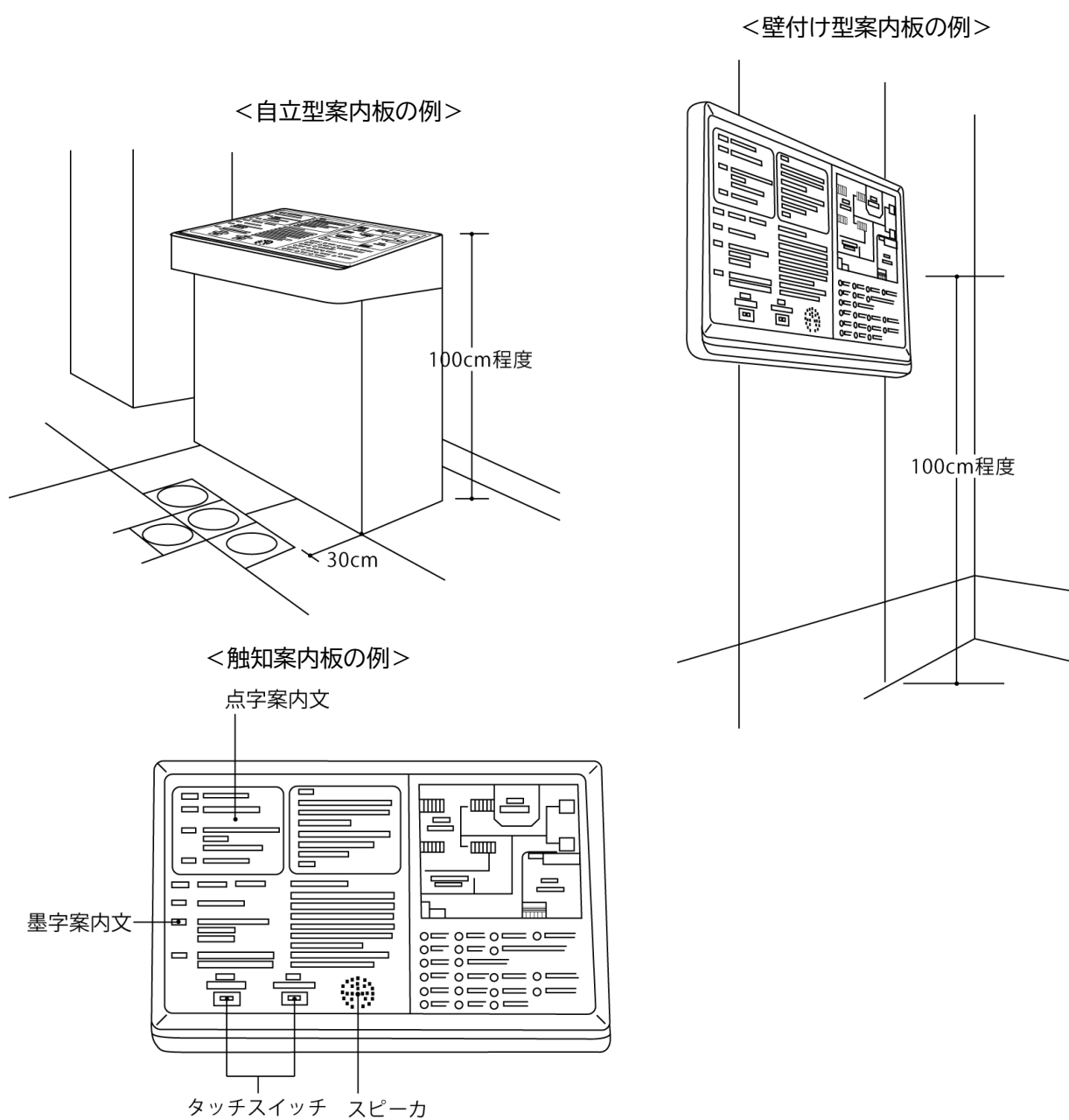


図 2 インターホンを設置した例

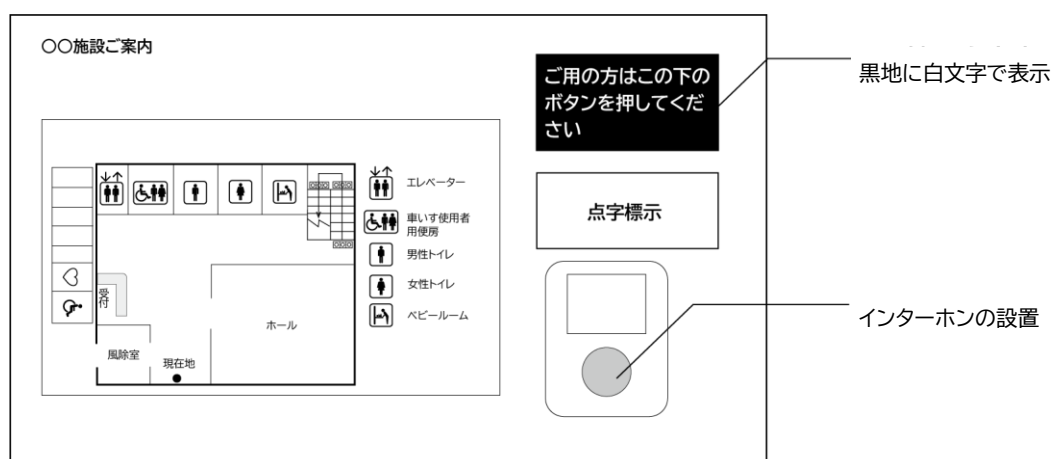


図 3 案内設備に設ける緊急情報の内容を伝達することができる設備の例

